

夏の生活スタイル変革?

『働かされ方』の変革

東海

No.3110

15. 6. 23

国土交通労働組合
東海建設支部
教育宣伝部

強制するな 業務改善行え

中部地整当局は、所属長を通じ所属職員に対し『「ゆる活(夏の生活スタイル変革)とは、仕事を早く始めて、早く帰ることで生まれる「夕方」の時間を楽しむことを推進してワークライフバランスの実現を目指す取り組みです』として、一時間の早出勤務で「新しい」働き方の体験を呼びかけています。

早出勤務日は原則定時退庁としていますが……

「強制ではなく任意」を強調、無理せず

地整当局は、現在の勤務時間を最大一時間早め、七時三十分～一六時一五分とし、「定時退庁」することで生まれる「夕方」の時間で、自分の時間を楽しむことを推奨しています。

他にも八時～一六時四五分と八時三十分～一七時一五分(※時差通勤官署に限る)も含め、三つの中から選択するように求めています。実施期間は七月～八月の間で、一〇日以上の参加を「お願い」していますが、一〇日以下の任意の日数でも良く、連続でも分散でも良いとしています。

取り組み実施日は、原則

「定時退庁」としてあり、業務改善が絶対条件となります。

参加については、「強制ではなく、任意」であることを強調しており、ある事務所長は定例会で、「別にやらなくても良い」とまで発言しています。

元々、安倍首相の発言に端を発して行われることになった「ゆる活」ですが、職場の職員にすれば、あまりにも唐突で、戸惑うばかりなのが実感ではないでしょうか?

特に、業務多忙が実態の職場で、早く出勤しても、超過勤務をせざるを得ない状況となれば、「自分の時間を楽しむ」ことは出来ません。

置いてきぼりの 業務改善方針

地整のゆる活実施方針には、「業務の効率化、業務量の縮減に向けた取組の推進」も明記されていますが、所属長がチラシだけを配布した所属では、「業務発注、会議開催時間帯の制限」いわゆる「コアタイム」について、周知されていません。

また、「業務改善の推進」については、「これから検討する」との後手後手な対応となっております。

ゆる活は、「仕事を早く始めて、早く帰る」ことを謳い文句にしていますが、肝心な、業務改善方針が職場に明らかにされなければ、結局、勤務時間が一時間早くなっただけで、実労働時間は変わらないか、ひどければ長くなりかねません。強制していかないとしても、業務改善が目的に含まれているのであれば、当局の責任で超過縮減できる方を明らかにすることが必要不可欠です。

生活スタイルを変えることを職員に呼びかける前に、働かされ方のスタイル変革を当局が明らかにするべきです。

7:30 8:00 8:30 9:30

16:15 16:45 17:15 18:00

	勤務時間	依頼・会議禁止	コアタイム(9:30~16:15)	依頼・会議禁止
早出	7:30 ~ 16:15	勤務時間(7:30~16:15)		
	8:00 ~ 16:45	時間外	勤務時間(8:00~16:45)	時間外
	8:30 ~ 17:15		勤務時間(8:30~17:15)	

業務改善で長時間労働の解消

これには、定数確保と空ポスト解消を

職員増と業務改善 当局責任で解決を



ワークライフバランスが
なっているが、減らされ
続けた職員増員と「新採
抑制」による空ポストの増
加を解消し、慢性的な超過
勤務の実態を解消できる業
務改善方法を当局の責任で
職場に明らかにすることが
重要だ。

また、ゆう活導入に関す
る問題点①国民サービス
の低下、業務従事者への悪
影響、②職員の労働強化と
なる、③変形労働時間制へ
の第一歩、④職員の健康と
家庭生活への悪影響につ
いて、当局として、真摯に
検討し、改善方法を示す必
要があります。

特に、業務委託を受注し
ているコンサルタントから
は、「早朝出勤の発注者か

コアタイムを設ける。こと
も明らかにしています。こと
その結果として、所内や対
外協議等に時間的制約がか
かることとなり、他機関等
への理解を求めるとも重
要なこととなります。

こうした対応は当局の責
任で行うべきです。

頼りの調査依
頼社も出勤に
自社を早め
時間を早め
「こと」を
検討せざる
を得ない、
と戦々恐々
としていま
す。

地整当局
は、前述の
ようなこと
がないよう
に、この『注
意を喚起し
ている』と、
している。早
く、「早く出
てきたか
らには、早
く業務指
示」したく
なるのが人
情ではない
か？

当局は、

ゆう活導入に関する問題点

- ① 国民サービスの低下、業務従事者への悪影響
 - ・ 許認可の申請や窓口業務にあたる職場では、窓口の対応に合致した勤務時間とすべべきであり、ゆう活では、夕方の時間帯に人員不足によるサービス低下となる。
 - ・ 中部地方整備局の職場では、ただでさえ人員不足であるのに、マンパワーを分散させることで、さらなる人員不足に陥り、業務執行に影響が出る。
 - ・ 発注者側の勤務時間が一方的に朝型に変更されることにより、業務委託職員に対し、早朝からの業務依頼や電話連絡など、受注者側の労働条件に悪影響が出る。
- ② 職員の労働強化となる
 - ・ 対象者は、原則定時退庁としているが、超過勤務が前提となっている中部地方整備局の職場実態で、定時退庁が実行できるのかが懸念される。
結局、早く出勤するだけで、労働時間の延長になる。
 - ・ これまでの勤務時間でも十分な勤務時間管理が行われていないのに、多様な労働時間が混在するので、勤務時間管理が一層困難になる。
 - ・ 朝型勤務導入後は、コアタイムが設定されることとなり、所内会議や対外協議などの時間的制約が厳しくなり、効率的な業務運営に悪影響を及ぼす。
- ③ 変形労働時間制への第一歩
 - ・ 変形労働時間制の行きつく先は、時間にしばられない“成果のみの勤務形態”であり、超過勤務が支払われない職場への第一歩と言わざるを得ない。
- ④ 職員の健康と家庭生活に悪影響が
 - ・ 朝型勤務と通常勤務との『境目』には、睡眠時間に最大1時間のずれが生じることとなり、健康に悪影響が出る可能性がある。現にそうした調査結果もある。
 - ・ 職員の出勤時間が1時間早くなることとなり、家庭生活(夜の就寝時間、朝食時間等)に悪影響が出る。

ゆう活への参加を 人事評価に反映するな

最後に、今回のゆう活は、
あくまでも「任意」での取
り組みとなっており、朝型
勤務の実施の有無を人事評
価等へ反映させないことも

当局として、職場に明らか
にするべきです。
かつては、給与振り込み
を拒む職員に対して、「政
府の方針に従えない職員」
とのレッテルを貼りつけら
れた職員としては大変気
なる問題です。